

○ 質屋営業法事務処理要領の制定について（通達）

〔平成27年9月24日生企甲達第108号〕  
〔石川県警察本部長から関係所属長あて〕

改正 平成28年3月25日生企甲達第39号  
令和元年7月10日生企甲達第111号  
令和元年12月12日生企甲達第155号

- 対号1 平成23年3月1日付け生企甲達第17号「質屋営業法事務処理要領の制定について（通達）」  
対号2 平成24年8月23日付け生企甲達第100号「質屋営業法事務処理要領の一部改正について（通達）」

質屋営業法（昭和25年法律第158号）の適切な運用を図るため、対号により、事務処理要領を示しているところであるが、この度、別添のとおり「質屋営業法事務処理要領」を定め、平成27年10月1日から運用することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、対号は本要領の施行をもって廃止する。

## 質屋営業法事務処理要領

### 第1 趣旨

この要領は、質屋営業法（昭和25年法律第158号。以下「法」という。）、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「犯収法」という。）、質屋営業法施行規則（平成25年総理府令第25号。以下「施行規則」という。）、石川県警察関係手数料条例（平成12年石川県条例第27号）、質屋営業法に基づく不利益処分の基準等に関する規程（平成24年石川県公安委員会規程第6号。以下「不利益処分規程」という。）、石川県公安委員会事務専決規程（昭和39年石川県公安委員会規程第1号）、石川県公安委員会公印規程（昭和52年石川県公安委員会規程第2号。以下「公印規程」という。）、行政手続法（平成5年法律第88号）及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）に基づき、質屋営業に係る許可又は届出その他の事務処理要領について必要な事項を定めるものとする。

### 第2 一般的留意事項

#### 1 申請書等の提出部数等

- (1) 申請書又は届出書並びに添付書類の提出部数は、正本1通とする。
- (2) 添付書類は、過去3か月以内に作成されたものとする。
- (3) 手数料は、すべて石川県証紙で納入させるものとする。

#### 2 施行規則に基づく添付書類の簡素化

次の場合は、添付書類の一部又は全部の提出が不要となることに留意すること。

- (1) 石川県内の質屋営業者が、新たに質屋営業の許可申請をする場合
- (2) 石川県内の古物営業者が、新たに質屋営業の許可申請をする場合
- (3) 石川県内の質屋営業所の管理者が、同一営業者の他の営業所に異動後、引き続き、管理者となる場合
- (4) 石川県内の古物営業所の管理者が、同一営業者の質屋営業所の管理者となる場合

#### 3 営業実態の把握等

- (1) 管轄区域内の営業所について、電子データによる一覧表を作成し、管理すること。  
ただし、最低限、次の項目を網羅したものとし、その他の項目が登録されていても支障がないものとする。

ア 許可年月日

イ 許可番号

ウ 営業所の名称及び所在地

エ 営業者の氏名（法人の場合は、法人の名称及び法人代表者の氏名）

オ 管理者の氏名

カ 返納年月日

- (2) 許可証の交付時に、廃業時の許可証返納義務又は変更事項が生じた場合における変更届出義務を営業者に確実に教示し、必要な手続のないままに所在不明及び音信不通となる事案の絶無を期すこと。
- (3) 既存の営業許可状況を確認し、営業実態の無いものについては、許可証の返納を指導するなど、管内の営業実態を正確に把握すること。

#### 4 許可証の作成

質屋営業に係る許可証は、書換申請に伴い、警察署長が許可証の「異動事項」欄に異動内容等を記載して交付する場合を除き、全て本部主管課長が作成して警察署長に送付し、警察署長が申請者に交付するものとする。

### 第3 質屋営業の許可申請の受理等

#### 1 使用様式

質屋許可申請書（別記様式第1号）

#### 2 許可申請受理時の留意事項

許可申請を受けた警察署長（以下「所轄警察署長」という。）は、申請者に対し、申請者が法第3条第1項各号に規定する許可の基準に抵触していないことを確認し、抵触する場合は許可できない旨及び手数料の返還ができない旨を告げること。

#### 3 許可申請に対する審査

所轄警察署長は、許認可事務担当者その他の職員に次の調査を行わせ、その結果を記載した質屋営業許可等伺い（別記様式第2号）により、許可の適否を判断すること。

なお、調査により申請内容が許可基準に抵触することが判明した場合は、本部主管課長と協議した後、申請者に申請の取下げ又は是正を指導するものとする。

##### (1) 申請書及び添付書類の審査

申請書の記載状況及び添付書類の有無を確認すること。

なお、申請者自身（法人の場合は、法人役員のうちいずれかの者）が管理者を兼任する場合は、管理者に係る添付書類のうち、申請者に係る添付書類と重複するものの提出を免除するので注意すること。

##### (2) 身上調査

申請者（法人の場合は、当該法人及びその役員全員を含む。）及び管理者に係る司法処分歴及び行政処分歴等の許可基準に抵触していないか関係機関又は関係課へ照会すること（以下、変更届出（法人役員の追加又は交替若しくは管理者の交替の場合に限る。）の受理時に同じ。）。

なお、行政処分歴照会結果については、行政処分歴等照会結果報告書（別記様式第3号）に記録しておくこと。

##### (3) 質物保管設備の確認

質物の保管設備については、質物保管設備基準（平成4年石川県公安委員会告示第16号）に定める設備基準に適合しているかを、現地調査により確認すること。

### 4 許可の決裁後の措置

#### (1) 許可証の作成依頼

所轄警察署長は、許可が相当と認めた場合は、本部主管課長に許可番号を照会し、許可証の作成を依頼すること。

許可証の交付年月日欄には許可年月日を記載するものとする。

#### (2) 許可番号の管理

本部主管課長は、質屋営業許可番号台帳（別記様式第4号）により、許可番号を管理するものとする。

許可番号は、石川県の2桁コード番号の後に交付警察署の3桁コード番号を付し、その後ろに本部主管課長から回答された7桁の番号を付すことにより、合計12桁の

許可番号とし、欠番が生じても補てんしないものとする。

(3) 台帳の作成及び管理

所轄警察署長は、質屋営業者台帳（別記様式第5号。以下「台帳」という。）を作成し、許可番号順に編てつして保管するものとする。

なお、以後、営業内容の変更若しくは許可証の書換え、再交付又は返納等の都度、その旨及び必要事項等を記載してその経緯を明らかにしておくものとし、廃業後は「削除台帳」に編てつし、ファイル基準表に定める期間保存しておくものとする。

5 許可基準に抵触する場合の措置

(1) 不許可処分の上申

所轄警察署長は、許可基準に抵触する者が指導しても申請を取り下げない場合は、不許可処分上申書（別記様式第6号）に許可基準の抵触に関する資料を添え、警察本部長に上申するものとする（警察本部長に対する上申又は報告は本部主管課長を経由して行うこと。以下同じ。）。

(2) 不許可通知書の交付等

本部主管課長は、不許可が決定した場合は、不許可通知書（別記様式第7号）を作成し、所轄警察署長を経由して当該申請者に交付するものとし、所轄警察署長は、受領書（別記様式第8号）を徴収して本部主管課長に送付するものとする。

第4 変更届出の受理等

1 使用様式

営業内容の変更許可申請書・届出書、許可証の書換申請書（別記様式第9号）

2 変更許可申請又は変更届出の受理

所轄警察署長は、下記の許可申請又は変更届出を受けた場合は、その内容に応じ、次の点に配意して審査するものとする。

(1) 営業所の移転に係る変更許可申請

施行規則第4条の規定に基づき、移転場所及び移転事由の記載状況並びに質物の保管設備の構造概要書及び図面その他の書類の添付の有無を確認すること。

また、質物の保管設備が質物保管設備基準に適合しているかを、現地調査により確認すること。

なお、警察署の管轄区域を異にする営業所の移転の場合は、移転場所を管轄する警察署長が受理することとなるので、関係警察署間において連絡を密にすること。

(2) 管理者の新設又は変更に係る変更許可申請

施行規則第5条の規定に基づき、新設又は変更しようとする管理者に係る事項の記載状況並びに履歴書及び住民票の写しの添付の有無を確認すること。

(3) 施行規則第8条第1項各号に掲げる事項に係る変更届出

施行規則第8条第1項各号に掲げる事項に係る変更届出を受理した場合は、当該変更事項に係る記載状況を確認すること。

このとき、法定代理人の異動若しくは新たな選任又は法人の役員の異動の場合は、施行規則第8条第2項の規定に基づき、当該人物に係る履歴書及び住民票の写しの添付の有無を確認すること。

(4) 質物の保管設備に係る変更届出

施行規則第9条の規定に基づき、新たな保管設備の構造概要書及び図面その他の書類の添付の有無を確認すること。

また、質物の保管設備が質物保管設備基準に適合しているかを、現地調査により確認すること。

### 3 変更内容が許可基準に抵触する場合の措置

調査の結果、許可基準に抵触することが判明した場合は、原則、営業者にその旨を教示の上、再度、変更許可申請又は変更届出を行わせることとし、法第25条に基づき、許可の取消しを適用する場合は、事前に本部主管課長と協議するものとする。

## 第5 書換申請の受理等

### 1 使用様式

営業内容の変更許可申請書・届出書、許可証の書換申請書（別記様式第9号）

### 2 書換申請の受理

所轄警察署長は、第4（変更届出の受理等）に基づく変更事項が許可証の書換えを要するもの場合は、書換申請を受理すること。ただし、その場合でも、第4の2（1）（営業所の移転に係る変更許可申請）及び2（2）（管理者の新設又は変更に係る変更許可申請）については、書換手数料が不要であるので注意すること。

### 3 受理後の措置

#### (1) 異動事項欄に記載できる場合

所轄警察署長が、「異動事項」欄に異動内容及び実際に異動が生じた日を記載し、「異動年月日」欄に書換申請書の提出日を記載し、「印」欄に公印規程に規定する公印のうち、「石川県公安委員会印」（第5号）を押印し、申請者に交付すること。

#### (2) 異動事項欄が終了している場合

ア 再交付申請の手続き及び手数料は不要であるので注意すること。

イ 従前の許可証を回収し、本部主管課長に新たな許可証の作成を依頼すること。

ウ 新たに交付する許可証の交付年月日欄には許可年月日を記載するものとする。

## 第6 再交付申請の受理等

### 1 使用様式

許可証亡失・盗難届出書、再交付申請書（別記様式第10号）

### 2 再交付申請の受理

所轄警察署長は、台帳の記載事項と申請内容の相違の有無について審査すること。

### 3 受理後の措置

(1) 本部主管課長に新たな許可証の作成を依頼すること。

(2) 許可証の交付年月日欄には許可年月日を記載し、異動事項欄に再交付年月日及び再交付回数を記載するものとする。

## 第7 返納許可証の受理等

### 1 使用様式

廃業・休業・死亡届出書、許可証の返納理由書（別記様式第11号）

### 2 返納許可証の受理

所轄警察署長は、返納に係る許可証が返納理由書に記載の許可証に合致することを確認して受理するものとする。

なお、紛失等のため、許可証を提出できない場合は、てん末書を提出させること。

### 3 その他の届出の取扱い

所轄警察署長は、廃業、死亡又は法人の消滅若しくは休業の届出を受けた場合は、その事実及び質契約を終了させるための必要な事項を調査確認するものとする。

## 第8 帳簿毀損等の届出の受理等

警察署長は、法第14条第2項の規定により、帳簿又は電磁的方法による記録を毀損、亡失又は盗み取られた旨の届出を受けた場合は、当該届出者に帳簿毀損等届出書（別記様式第12号）を提出させるものとする。

## 第9 品触れ

品触れ制度の運用については、令和元年11月22日付け捜一乙達第42号「品触要綱の全部改正について（通達）」及び令和元年11月22日付け捜一乙達第43号「品触れの様式及び作成要領並びに運用上の留意事項について（通達）」に基づき運用するものとする。

## 第10 差止め

警察署長は、法第23条の規定により、質物の保管を命令する場合は、質物保管命令書（別記様式第13号）を交付して行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で保管を依頼し、後刻、質物保管命令書を交付することができるものとする。

## 第11 質置主の保護

警察署長は、法第28条の規定により、質置主の保護のための申請を受けた場合、その適否を調査し、支障がないと認めるときは承認するものとする。

## 第12 立入検査等

### 1 目的

法第24条第1項の規定に基づく立入検査は、質屋営業の実態を把握するとともに、その他の法定義務の遵守状況を調査することを目的とする。

### 2 実施上の留意事項

- (1) 生活安全部門の警察官又はその指示監督を受けた警察官が行うこと。
- (2) 警察手帳その他身分を証明する証票を携帯し、これを関係者に提示すること。
- (3) 営業時間中に行うこと。
- (4) 犯罪捜査のために認められているものではないことを認識すること。
- (5) 関係者に対する言動には十分注意すること。
- (6) 営業所の責任者又はこれに代わるべき者の立会いを得て行うこと。

### 3 立入検査記録の作成及び報告

立入検査を実施した場合は、質屋営業所立入検査票（別記様式第14号）を作成し、警察署長に報告すること。

### 4 犯収法に基づく立入検査

犯収法第16条第1項の規定に基づく法第19条第2項の流質物である貴金属等の売却を行う質屋（以下「特定質屋」という。）の営業所等に対する立入検査については、以下の要領により実施するものとする。

#### (1) 実施時期

ア 取引時確認義務（犯収法第4条第1項、第2項及び第4項）を履行していない疑いがある場合

- イ 確認記録の作成・保存義務（犯収法第6条）を履行していない疑いがある場合
- ウ 取引記録等の作成・保存義務（犯収法第7条）を履行していない疑いがある場合
- エ 疑わしい取引の届出義務等（犯収法第8条第1項、第2項及び第3項）を履行していない疑いがある場合
- オ 犯収法第15条に基づく報告又は資料の提出の求めに応じない場合
- カ 犯収法第18条に基づく是正命令を発した後に、その履行状況を確認する場合
- キ その他特に必要と認める場合

(2) 実施上の留意事項

- ア 犯収法施行規則第33条に定める証明書を携帯し、これを関係者に提示すること。
- イ 質屋営業所立入検査票（別記様式第14号）中「特定質屋に該当する場合」の項目についても検査のうえ記入すること。
- ウ 犯収法に基づく立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、犯収法第26条第2号により、1年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処せられることから、相手方が立入検査に異議を申し立てようとする場合には、その旨を説明して理解と協力を得られるようにすること。

第13 行政処分

1 行政処分の上申

警察署長は、法に基づく行政処分を行う必要がある法令違反行為を認知した場合は、行政処分上申書（別記様式第15号）に資料を添え、警察本部長に上申するものとする。

2 聴聞

行政処分を行う場合は、法第26条に規定する聴聞の特例、行政手続法及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則に基づき行うものとし、警察署長は、公安委員会から発せられた聴聞通知書を当該質屋に交付するものとする。

3 処分の執行

行政処分の執行手続は、不利益処分規程の定めるところによるものとする。

4 処分に対する経由警察署長の処理

- (1) 処分が質屋営業者に係る取消処分の場合は、法第9条第1項に基づいて処理し、営業停止処分の場合は、当該停止期間中、許可証を所轄警察署長が保管すること。
- (2) 質屋営業許可台帳の続用紙に処分内容を記載しておくこと。
- (3) 処分の執行結果をおおむね1か月以内に確認し、行政処分結果確認報告書（別記様式第16号）により警察本部長に報告すること。

5 関係警察署長等への通報等

(1) 県内のほかの警察署管内の営業許可に係る事案

警察署長は、認知した処分対象事案が県内のほかの警察署管内の質屋営業に係る事案の場合は、法令違反通報書（別記様式第17号）に行政処分上申に準じた資料を添え、当該質屋の所轄警察署長に送付するものとする。

なお、この場合は、送付を受けた警察署長が行政処分を上申するものとする。

(2) ほかの都道府県公安委員会の営業許可に係る事案

警察署長は、認知した処分対象事案がほかの都道府県公安委員会の許可を受けた

質屋営業に係る事案の場合は、警察本部長に報告するものとし、ほかの都道府県公安委員会への通報は、本部主管課長が行うものとする。

(3) 関係する警察署又は都道府県公安委員会への処分結果の通知

本部主管課長は、行政処分を執行した場合で、当該営業者に関係する警察署又は都道府県公安委員会が存在するときは、速やかにその旨を通知するものとする。

第14 死亡等により失効した許可に対する措置

許可名義人の死亡が判明した場合で、同居の親族、法定代理人又は営業所の管理者が存在しないために許可証の返納指導等ができないときは、身上照会及び営業実態等を調査し、その結果を本部主管課長に報告した後、台帳を関係書類とともに「削除台帳」に編てつし、ファイル基準表に定める期間保存しておくものとする。

なお、当該措置要領については、許可名義人たる法人の消滅が判明した場合について準用する。

附 則

この要領は、平成27年9月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年3月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年7月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年12月14日から施行する。

別記様式第1号その1（第3関係）

資料区分	31	受理年月日	5.令和	年	月	日
受理警察署	( ) 署)					
許可証番号		許可年月日	5.令和	年	月	日

質屋許可申請書

質屋営業法第2条第1項の規定により許可を申請します。

年 月 日

公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所

印

氏名 又は名称	(フリガナ)											
	(漢字)											
法人等の種別	1.株式会社 2.有限会社 3.合名会社 4.合資会社 5.その他法人 6.個人											
生年月日	西暦	明治	大正	昭和	平成	年	月	日				
	0	1	2	3	4	:	:	:				
住所	都道						市区					
	府県						町村					
電話 ( ) - 番												
本(国)籍												
営業所 名称	(フリガナ)											
	(漢字)											
所在地	(住所と同じ場合は、記載を要しない。)											
	都道						市区					
府県						町村						
電話 ( ) - 番												
種別	1.代表者 2.業務を行う役員 3.法定代理人 4.保佐人 5.管理者											
	氏名	(フリガナ)										
(漢字)												
生年月日	西暦	明治	大正	昭和	平成	年	月	日				
	0	1	2	3	4	:	:	:				
住所	都道						市区					
	府県						町村					
電話 ( ) - 番												
本(国)籍												

記載要領

- 1 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 最上段の細枠内には記載しないこと。
- 3 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

別記様式第1号その2

資料区分	32		受理年月日	5.令和	年	月	日
受理警察署		( ) 署)					
許可証番号			許可年月日	5.令和	年	月	日

管 理 者 等	種 別	1.代表者 2.業務を行う役員 3.法定代理人 4.保佐人 5.管理者															
	氏 名	(フリガナ) .....															
		(漢 字)															
	生年月日	西曆	明治	大正	昭和	平成	年	月	日								
		0	1	2	3	4	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
住 所	都道 府県								市区 町村								
	-----																
	電話 ( ) - 番																
本(国)籍																	

管 理 者 等	種 別	1.代表者 2.業務を行う役員 3.法定代理人 4.保佐人 5.管理者															
	氏 名	(フリガナ) .....															
		(漢 字)															
	生年月日	西曆	明治	大正	昭和	平成	年	月	日								
		0	1	2	3	4	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
住 所	都道 府県								市区 町村								
	-----																
	電話 ( ) - 番																
本(国)籍																	

管 理 者 等	種 別	1.代表者 2.業務を行う役員 3.法定代理人 4.保佐人 5.管理者															
	氏 名	(フリガナ) .....															
		(漢 字)															
	生年月日	西曆	明治	大正	昭和	平成	年	月	日								
		0	1	2	3	4	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
住 所	都道 府県								市区 町村								
	-----																
	電話 ( ) - 番																
本(国)籍																	

質物の保管 設備の概要	
----------------	--

記載要領

- 1 最上段の細枠内には記載しないこと。
- 2 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

別記様式第2号（第3関係）

署長	副署長	刑事官	課長	係長	主任

年 月 日

警察署長 殿

職名  
氏名

質屋営業許可等伺い

下記の者からの質屋営業許可申請については、裏面調査書のとおりであり

- 許可相当
- 疑義あり
- 不許可相当（要取下げ指導）

と認められるので

- 許可証を作成・交付
- 取下げ指導
- 不許可処分上申

としてもよろしいかお伺いします。

記

申請者の 氏名又は名称	
許可年月日 (署長決裁日)	
許可番号	

## 別記様式第2号（裏面）

添付書類及び審査項目等			資料番号
	許可申請書	適・否	
申請者	定款（法人の場合のみ）	適・否	
	登記事項証明書（法人の場合のみ）	適・否	
	履歴書（法人の場合は役員全員）	適・否	
	住民票の写し（法人の場合は役員全員）	適・否	
	身分証明書（（法人の場合は役員全員、外国人は不要）	適・否	
	誓約書【欠格事由不該当の旨】（法人の場合は役員全員）	適・否	
<p>※ 既に石川県公安委員会から別個の営業所での質屋営業許可を受けている場合又は古物営業許可を受けている場合は、上記添付書類は不要となる。</p> <p>ただし、新たな許可に係る営業所に、新たな管理者を選任する場合については、当該管理者に係る添付書類が必要となる。</p>			
管理者	履歴書	適・否	
	住民票の写し	適・否	
	身分証明書（外国人は不要）	適・否	
	誓約書	適・否	
※ 申請者又は法人役員が管理者を兼ねる場合は、全て省略できる。			
その他	質物の保管設備の構造概要書	適・否	
	質物の保管設備の図面その他の書類	適・否	
	※ 質物の保管設備は基準に合致しているか	適・否	
	※ 営業所を譲り受け又は相続して許可を受けようとする場合は、「譲渡人の承諾書」又は「その相続を証明するに足る書類」の提出が必要となる。		
照会	法第3条第1号及び第2号（司法処分）調査結果	適・否	
	法第3条第6号から第9号（行政処分）調査結果	適・否	

（注）「資料番号」欄には、「適・否」を判断する根拠となった資料番号を記入し、当該資料には当該資料番号を付した付箋を貼付する等の方法により、決裁時に幹部が効率的に資料を確認できるようにすること。

行政処分歴等照会結果報告書

年 月 日

警察署長 殿

職名

氏名

下記の者につき、質屋営業法第3条に規定する許可基準に抵触する行政処分歴等を石川県警察本部生活安全部生活安全企画課に照会した結果について報告します。

1 調査対象

受付票番号： に係る下欄に記載のもの

	氏名又は名称 (個人はカナ必須・漢字等省略可)	生年月日
法人		
個人1		
個人2		
個人3		
個人4		
個人5		
個人6		
個人7		
個人8		
個人9		
個人10		

2 調査結果 (生活安全企画課取扱者： )

許可基準に抵触する行政処分歴	
有の場合、その概要	
その他参考事項	



別記様式第5号 (第3関係)

## 質屋営業者台帳

許可番号						
許可年月日				返納年月日		
営業所	名称					
	所在地 電話番号					
営業者	法人	所在地	電話番号			
		名称				
営業者	個人 (代表者)	本(国)籍	電話番号			
		住所				
		氏名				
		生年月日				
管理者	本(国)籍	電話番号				
	住所					
管理者	氏名	電話番号				
	生年月日					
法人役員	氏名		備考	氏名		備考
行政処分歴						
備考						



別記様式第6号（第3関係）

第 号  
年 月 日

石川県警察本部長 殿

警察署長

不 許 可 処 分 上 申 書

年 月 日付けで申請のあった下記質屋営業の許可申請については、  
次の理由により不許可が相当と認められるので上申します。

申請者	住所又は 法人所在地	
	氏名又は名称 (法人代表者の氏名)	
営業所	所在地	
	名 称	
不許可が相当と 認める事由		
備 考		

別記様式第7号（第3関係）

石川県公安委員会指令生企第 号 年 月 日	
殿	
石 川 県 公 安 委 員 会	
不 許 可 通 知 書	
年 月 日付けで申請のあった下記質屋営業の許可申請については、 次の理由により不許可が決定したので通知する。	
申請者	住所又は法人所在地
	氏名又は名称 (法人代表者の氏名)
営業所	所在地
	名 称
許可をしない理由	

不服申立て及び取消訴訟に関する教示については、裏面に記載のとおりです。

(裏面)

不服申立て及び取消訴訟に関する教示
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、石川県公安委員会に対して審査請求をすることができます。</li> <li>2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は石川県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</li> <li>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</li> </ol>

別記様式第8号（第3関係）

年 月 日

石川県公安委員会 殿

(住所又は法人所在地)

(氏名又は名称)

印

受 領 書

不許可通知書 (石川県公安委員会指令生企第 号)

その他

上記のとおり受領しました。

別記様式第9号その1 (第4、第5関係)

資料区分	33	受理年月日	5.令和	年	月	日
受理警察署	( )	署				

営業内容の変更届出書  
許可証の書換申請書

質屋営業法第4条第1項の規定により営業内容の変更の許可の申請をします。  
質屋営業法第4条第2項の規定により営業内容の変更の届出をします。  
質屋営業法第8条第2項の規定により許可証の書換えを申請します。

公安委員会 殿

年 月 日  
申請(届出)者の氏名又は名称及び住所

印

許可証番号	
許可年月日	4.平成 5.令和 年 月 日
氏名 又は名称	(フリガナ) (漢字)

変更事項

変更年月日	5.令和 年 月 日
氏名 又は名称	(フリガナ) (漢字)
法人等の種別	1.株式会社 2.有限会社 3.合名会社 4.合資会社 5.その他法人 6.個人
住所	都道府県 市区町村 電話 ( ) - 番
本(国)籍	
営業所	名称 (フリガナ) (漢字)
	所在地 都道府県 市区町村
	移転事由

変更区分	1.削除：従前の管理者等を削除(旧欄) 2.追加：新たに管理者等を追加(新欄) 3.変更：旧欄に記した人の届出事項を変更 4.交替：削除と追加を同時に行う。	
変更年月日	5.令和 年 月 日	
管理者等	種別	1.代表者 2.業務を行う役員 3.法定代理人 4.保佐人 5.管理者
	旧 氏名	(フリガナ) (漢字)
	生年月日	西暦 明治 大正 昭和 平成 年 月 日 0 1 2 3 4
	種別	1.代表者 2.業務を行う役員 3.法定代理人 4.保佐人 5.管理者
	新 氏名	(フリガナ) (漢字)
	生年月日	西暦 明治 大正 昭和 平成 年 月 日 0 1 2 3 4
住所	都道府県 市区町村 電話 ( ) - 番	
	本(国)籍	

記載要領

- 1 申請(届出)者は、氏名を記載し及び押印することによって、署名することができる。
- 2 申請(届出)者の内、は、氏名を記載し、かつ、住所を記載し、かつ、電話番号を記載し、かつ、生年月日を記載すること。
- 3 申請(届出)者の内、は、氏名を記載し、かつ、住所を記載し、かつ、電話番号を記載し、かつ、生年月日を記載すること。
- 4 申請(届出)者の内、は、氏名を記載し、かつ、住所を記載し、かつ、電話番号を記載し、かつ、生年月日を記載すること。
- 5 申請(届出)者の内、は、氏名を記載し、かつ、住所を記載し、かつ、電話番号を記載し、かつ、生年月日を記載すること。



別記様式第10号（第6関係）

資料区分	36		受理年月日	5.令和	年	月	日
受理警察署		(署)	再交付日	5.令和	年	月	日

許可証亡失・盗難届出書  
再交付申請書

質屋営業法第8条第3項の規定により許可証を亡失し、又は盗み取られた旨届け出ます。  
質屋営業法第8条第4項の規定により許可証の再交付を申請します。

公安委員会 殿  
申請者の氏名又は名称及び住所

㊞

許可証番号	
許可年月日	4.平成 5.令和 年 月 日
氏名 又は名称	(フリガナ) (漢字)
営業 所 名称	(フリガナ) (漢字)
所在地	都道 市区 府県 町村 電話 ( ) ー 番

亡失又は盗難 の日時、場所	日時	
	場所	

再交付申請 の理由	
--------------	--

記載要領

- 1 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 最上段の細枠内には記載しないこと。
- 3 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

別記様式第11号その1（第7関係）

資料区分	35	受理年月日	5.令和	年	月	日
受理警察署	( )署	届出等種別	1. 廃業・解散・消滅・取消し 2. 休業 3. 死亡			

業  
死  
許  
可  
証  
の  
返  
納  
理  
由  
書

質屋営業法第4条第2項第3項の規定により  
 質屋営業法第9条第1項第2項第3項の規定により許可証を返納します。

年 月 日

公安委員会 殿

届出（返納）者の氏名又は名称及び住所

㊟

許可証番号											
許可年月日	4.平成	5.令和	年	月	日						
氏名 又は名称	(フリガナ)										
	(漢字)										
住所	都道府県					市区町村					
	電話 ( ) ー 番										
営業 所	(フリガナ)										
	(漢字)										
所在地	都道府県					市区町村					
	電話 ( ) ー 番										

廃業(解散・消滅・死亡・取消)日	5.令和	年	月	日							
休業期間	5.令和	年	月	日	から						
	5.令和		月	日	まで						
発見・回復日											

返納理由	1. 質屋営業を廃止した。 2. 許可証の交付を受けた法人が合併以外の事由により解散した。 3. 許可証の交付を受けた法人が合併により消滅した。 4. 許可証の交付を受けた者が死亡した。 5. 許可が取り消された。 6. 亡失した許可証を発見し、又は回復した。
休業事由	

記載要領

- 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 最上段の細枠内には記載しないこと。
- 3 不要の文字は、横線で消すこと。
- 4 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。





別記様式第13号（第10関係）

第 年 月 日 号	
殿	
警察署長	
質 物 保 管 命 令 書	
質屋営業法第23条の規定により、次の質物の保管を命ずる。	
保 管 の 場 所	
保 管 す る 物 品	
保 管 す る 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
保 管 を 要 す る 理 由	
備 考	

不服申立て及び取消訴訟に関する教示については、裏面に記載のとおりです。

(裏面)

不服申立て及び取消訴訟に関する教示
1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、石川県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は石川県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第14号（第12関係）

質屋営業所立入検査票

実施者	所属・職名 所属・職名	氏名 氏名
実施年月日時	年 月 日	時 分 ~ 時 分
許可年月日等	年 月 日 第	号
許可名義人		
立入検査場所	<input type="checkbox"/> 営業所 <input type="checkbox"/> 保管場所 名称： 所在地：	
検査区分	検査事項	検査結果
営業の実態	<input type="checkbox"/> 営業の実態はあるか。(廃業・休業・移転)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
許可証の取扱い	<input type="checkbox"/> 許可証を保管しているか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
表示札の掲示	<input type="checkbox"/> 営業所の見易い場所に表示札を掲示しているか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
変更の届出	<input type="checkbox"/> 変更の届出をしているか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
管理の状況	<input type="checkbox"/> 営業者自らが営業所を管理しているか。 <input type="checkbox"/> 自ら管理しない場合、管理者を選任しているか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
帳簿等の備付け	<input type="checkbox"/> 帳簿等を備え付けているか。 <input type="checkbox"/> 帳簿等を最終記載日から3年間保存しているか。 <input type="checkbox"/> 電磁的方法による場合、直ちに表示できるか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
帳簿等の記載等	<input type="checkbox"/> 帳簿等に記載漏れはないか。 <input type="checkbox"/> 質契約の年月日 <input type="checkbox"/> 質物の品目、数量、特徴 <input type="checkbox"/> 質置主の住所、氏名、職業、年齢、特徴 <input type="checkbox"/> 身元確認の方法等 <input type="checkbox"/> 質物返還又は流質物処分の年月日 <input type="checkbox"/> 流質物の品目及び数量 <input type="checkbox"/> 流質物処分の相手方の住所及び氏名 <input type="checkbox"/> 帳簿等に記載の無い質物を保管していないか。 (帳簿等と保管されている質物との照合)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
質置主の確認	<input type="checkbox"/> 質置主の確認方法は適正であるか。 <input type="checkbox"/> 身分証明書の提示 <input type="checkbox"/> 質置主以外の者への問い合わせ	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
利率等の掲示	<input type="checkbox"/> 営業所内の見易い場所に、利率、利息計算の方法その他の必要事項を掲示しているか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
営業の制限	<input type="checkbox"/> 営業の制限について承知しているか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
品触れの保存等	<input type="checkbox"/> 到達の日付を記載し、6か月間保存しているか。 <input type="checkbox"/> 届出をせず、品触相当品を保管していないか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
不正品の申告	<input type="checkbox"/> 申告せず、不正品を保管していないか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
許可証等の携帯	<input type="checkbox"/> 許可証等の携帯義務を承知しているか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
特記事項		

別記様式第14号（第12関係）

検 査 区 分		検 査 事 項	検 査 結 果
特 定 質 屋 に 該 当 す る 場 合	本 人 確 認	運転免許証等の公的証明書により本人特定事項を確認しているか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		本人確認記録を作成しているか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		確認記録に記載漏れはないか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		本人確認記録を7年間保存しているか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	取 引 記 録	200万円以上の現金取引を記録しているか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		取引記録を7年間保存しているか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		記載事項は適正に記載されているか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	疑 わ し い 取 引 の 届 出	疑わしい取引が公安委員会に届出されているか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		届出書は、顧客ごと、取引名義ごとに作成されているか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		同一名義で複数の支店に口座を有する場合、口座ごとに作成されているか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	貴 金 属 等	記録に記載されていない質物の貴金属を保管していないか。 (帳簿等と保管されている貴金属との照合)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
届出せず、不正品を保管していないか。		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
特 記 事 項			

別記様式第15号（第13関係）

石川県警察本部長 殿	第 年 月 日 号 日  警察署長
行 政 処 分 上 申 書（取消し、停止）	

営 業 者	住 所 又 は 法 人 所 在 地	
	氏 名 又 は 名 称 <small>（法人代表者の氏名）</small>	
許 可 年 月 日		
許 可 番 号		
営 業 所	所 在 地	
	名 称	
適 用 法 条		
違 反 事 実 の 概 要		
処 分 上 の 意 見		

別記様式第16号（第13関係）

第 年 月 日  
第 号

石川県警察本部長 殿

警察署長

行政処分結果確認報告書

年 月 日付け、石川県公安委員会指令第 号による行政処分の結果を  
確認した状況は、次のとおりであるから報告する。

記

被 処 分 者	住 所 又 は 法 人 所 在 地	
	氏名又は名称 (法人代表者の氏名)	
営 業 所 等	所 在 地	
	名 称	
確 認 結 果		
備 考		

別記様式第17号 (第13関係)

第 年 月 日 号 日
警察署長 殿
警察署長
法 令 違 反 通 報 書

営 業 者	住 所 又 は 法 人 所 在 地	
	氏名又は名称 (法人代表者の氏名)	
	許 可 年 月 日	
	許 可 番 号	
営 業 所	所 在 地	
	名 称	
	発 覚 の 端 緒	
	適 用 法 条	
	違 反 事 実 の 概 要	
	検 挙 年 月 日	
	送 致 年 月 日 等	
	取 扱 者 官 職 氏 名	( 警 電 )